

(指定共同生活介護の取扱方針)

- 第百四十五条 指定共同生活介護事業者は、第百五十四条において準用する第五十八条に規定する共同生活介護計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
 - 2 指定共同生活介護事業者の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 3 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (サービス管理責任者の責務)
- 第百四十六条 サービス管理責任者は、第百五十四条において準用する第五十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
 - 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (介護及び家事等)
- 第百四十七条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者から従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百四十八条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百四十九条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 入居定員
 - 四 指定共同生活介護の内容及びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - 五 入居に当たつての留意事項
 - 六 緊急時等における対応方法
 - 七 非常災害対策
 - 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 九 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第百五十条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。
 - 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
 - 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
 - 5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (支援体制の確保)
- 第百五十一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者等との関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (定員の遵守)
- 第百五十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (協力医療機関等)
- 第百五十三条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条及び第六六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中、「第三十一条」とあるのは、「第百四十九条」と、第二十条第二項中、「次条第一項」とあるのは、「第百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中、「第二十一条第二項」とあるのは、「第百四十三条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「共同生活介護計画」と、第七十五条第二項第一号中、「第五十八条」とあるのは、「第百五十四条において準用する第五十八条」と、療養介護計画」とあるのは、「共同生活介護計画」と、同項第二号中、「次条」とあるのは、「第百五十四条」と、同項第三号中、「第六十五条」とあるのは、「第百五十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中、「第七十三条第一項」とあるのは、「第百五十四条」と、第九十二条中、「前条の協力医療機関」とあるのは、「第百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第九章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針

第百五十五条 自立訓練(機能訓練)規則第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。